平成２２年（フ）第３６２号
群馬県富岡市内匠66番地１　芝宮県営01―B―142
債務者　山田　幸男（旧姓鶴）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３６３号
群馬県高崎市中豊岡町84番地
債務者　松本　好正
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１５２０号
さいたま市岩槻区大字釣上新田759番地１
債務者　田中　俊彦
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３６号
埼玉県新座市新堀１丁目13番６号　第一谷野ビル303号室
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４０号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―13―208
債務者　向川原　稔
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４１号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―13―208
債務者　向川原明美
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２２号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号１―202
債務者　平坂　賢一
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６９号
さいたま市北区日進町１丁目451番地２　中根マンション107号
債務者　飯塚　晃明
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７７号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地３街区17棟304号
債務者　永島　光子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８９号
さいたま市見沼区大字御蔵50番地14　メゾンドネージュ７　203、旧住所さいたま市見沼区大字東新井534番地10
債務者　見澤　梨香
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４９８号
東京都西東京市富士町１丁目７番79―1102号、破産申立時の住所埼玉県越谷市南越谷１丁目６番86号　新越谷スカイハイツ214
債務者　遠藤　君子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５１６号
埼玉県越谷市宮本町１丁目103番地　ハイム103　１階105号室、住民票上の住所埼玉県越谷市大字大林253番地35　メゾンドミール202号
債務者　高橋　忠信
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５５２号
埼玉県草加市谷塚上町151番地５　スターキャッスル202号
債務者　小松崎　浩
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５７５号
埼玉県草加市谷塚上町151番地５　スターキャッスル202号
債務者　小松崎恵子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
埼玉県熊谷市籠原南１丁目46番地　メゾンラベンダー13番館306号室
債務者　井上　明弥
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４８７号
群馬県藤岡市岡之郷618―９　ベルセゾン101号、住民票上の住所埼玉県児玉郡上里町大字金久保141番地８
債務者　夏井　健斗
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１６６号
千葉県木更津市清見台南４丁目12番Ｔ７棟404号
債務者　加藤美津江
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１６９号
千葉県君津市大井戸1082番地９
債務者　富川真由美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部